

# 奈良工業高等専門学校男女共同参画推進委員会規程

平成 24 年 9 月 13 日制定

平成 28 年 11 月 10 日改正

## (設置)

第 1 条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における男女共同参画を推進するため、奈良工業高等専門学校男女共同参画推進委員会（以下「男女共同参画委員会」という。）を置く。

## (組織)

第 2 条 男女共同参画委員会は、次の各号に掲げる者により組織し、第一号及び第三号に掲げる者にあつては、運営会議構成員をもって充てる。

一 委員長

二 副委員長

三 委員

2 委員長は、校長をもって充て、男女共同参画推進委員会の業務を掌理する。

3 副委員長は、第 5 条第 1 項第二号に掲げる者をもって充て、委員長を補佐するとともに委員長に事故ある場合は、委員長の職務を代行する。

4 委員は、男女共同参画推進委員会の業務を遂行する。

## (構成員以外の者の参加)

第 3 条 男女共同参画推進委員会が必要と認めた場合は、第 2 条第 1 項に定める構成員以外の者から意見を聴くことができる。

## (男女共同参画推進室)

第 4 条 男女共同参画委員会の業務を遂行するため、奈良工業高等専門学校男女共同参画推進室（以下「男女共同参画推進室」という。）を置く。

## (男女共同参画推進室の組織)

第 5 条 男女共同参画推進室は次の各号に掲げる者により組織する。

一 室長

二 副室長

三 室員

2 男女共同参画推進室長は校長をもって充て、男女共同参画推進室の業務を掌理する。

3 副室長は室長が室員の中から指名する者をもって充て、室長を補佐するとともに、室長に事故ある場合は、室長の職務を代行する。

4 室員は室長が指名し、男女共同参画推進室の業務を遂行する。

## (男女共同参画推進室員の任期)

第 6 条 前条第 1 項第三号に掲げる室員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前条第1項第三号に掲げる室員に欠員が生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第7条 男女共同参画推進委員会に関する事務は、総務課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、男女共同参画推進委員会の運営等に関し必要な事項は、男女共同参画推進委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に選出される第5条第1項第三号の室員の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。